

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和7年度及び8年度において、標茶町が発注する工事又は製造の請負、その他の契約に係わる一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和 年 月 日

標茶町長 佐藤吉彦

第1 資 格

1 基本的資格要件

標茶町が発注する契約に係わる一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者又は政令第167条の4第2項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、競争入札への参加を排除されている者であってはならない。

2 契約の種類による資格要件

（1）工事の請負契約

工事の請負契約（塗装、道路標識設置、機械器具設置及び造園に係わる契約を含む。以下同じ。）についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア．建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けた建設業者であること。

イ．令和6年12月1日現在において、前号アの許可を受け、その年数が2年以上であること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定により設立された協業組合（以下「協業組合」という。）は、この限りでない。

ウ．社会保険等に加入している者（個人事業主等であって社会保険の適用除外となる者を除く。）であること。

（2）建築物の設計に係わる契約

建築物の設計に係わる契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる

要件を満たしているものとする。

ア. 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けた者であること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合は、この限りではない。

イ. 令和6年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(3) 土木施設の設計又は地質調査に係わる契約

土木施設の設計又は地質調査に係わる契約についての競争入札参加資格者は、次の各に掲げる要件を満たしている者とする。

ア. 令和6年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(4) 測量に係わる契約

測量に係わる契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア. 測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けた者であること。

イ. 令和6年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(5) 林産物の売払い、林産加工製品の売払い、林産物製品生産又は造林に係わる契約

林産物の売払い、林産加工製品の売払い、林産物製品生産又は造林に係わる契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア. 令和6年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ. 資本金300万円以上又は従業員が5名以上であること。

(6) 印刷物の製造又は物品の購入に係わる契約

印刷物の製造又は物品の購入に係わる契約についての競争入札参加資格者は、営業に関し許可、認可等を必要とする場合は、その許可、認可等を受けている者とする。

(7) 不用物品の売り払いに係る契約

不用物品の売り払い契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア. 金属くず商・金属くず行商・古物商・古物行商等の各許可を都道府県公安委員会より受けていること。（入札条件による該当する許可）

イ. 令和6年12月1日現在において、前号アの許可を受けその年数が1年以上であること。

(8) その他業務

その他業務のうち、業務を行うにあたり法律で定められた登録、許可又は認定が必要なものの以外で、庁舎等の清掃、草刈、除雪作業等に係わる契約についての競争入札

参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア. 庁舎等の清掃業務に係わる契約

建築物における衛生的環境の確保に関する法律による登録をしていること。ただし、キャンプ場のトイレ等の小規模施設は除く。

イ. 消防設備の保守点検業務に係わる契約

従業員として消防法による乙種第1・4・6・7類消防設備士の免状の交付を受けている者又は第1種及び第2種消防設備点検資格者がいること。

ウ. 電気設備の保守点検業務に係わる契約

従業員として電気事業法による電気主任技術者又は電気工事士法による第1種電気工事士がいること。

エ. ボイラーの運転・保守点検・修理業務に係わる契約

従業員として労働安全法によるボイラー技士免許、ボイラー取扱技能講習修了者又はボイラー整備士免許を受けている者がいること。

オ. 特定建築物の検査業務に係わる契約

従業員として建築基準法による1級又は2級建築士がいること若しくは特定建築物調査員、防火設備検査員、建築設備検査員及び昇降機等検査員の全てがいること。

カ. 草刈業務に係わる契約

(ア) 町道の草刈については、自走草刈機械を所有していること。

(イ) 人力による草刈については、従業員として「刈払機取扱作業者に対する安全教育について(平成12・2・26 基発第66号)」による講習修了者がいること。

キ. 車両運転業務に係わる契約

(ア) 道路運送法又は貨物自動車運送事業法による運行管理者の選任届をしていること。

(イ) 道路交通法による安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任が必要な場合は、選任届をしていること。

(ウ) 道路運送車両法による整備管理者の選任届をしていること。

ク. 除雪作業に係わる契約

(ア) 従業員として保有車両台数に見合った車両系建設機械運転技能講習修了者がいること。

(イ) 道路交通法による安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任が必要な場合は、選任届をしていること。

ケ．給油設備（貯蔵タンク等）の保守点検業務に係わる契約

（ア）点検業務にあつては、従業員として消防法第13条による危険物取扱者の免状の交付を受けている者又は全国危険物安全協会による地下タンク等・移動貯蔵タンク定期点検技術者講習修了者がいること。

（イ）清掃業務にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条による道の許可を受けている者。

3 資格者の有効期間

資格者の有効期間は、令和8年度までとする。ただし、共同企業体については、令和7年度のみとする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が、次の各号の一に該当したときは、当該競争入札資格者の資格は消滅するものとする。

- （1）政令第167条の4第1項に規定する者になったとき。
- （2）政令第167条の4第2項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。
- （3）営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- （4）第1の2に定める資格要件の一を欠くに至ったとき。

第3 資格申請の時期

- （1）令和6年12月10日から令和7年1月31日まで（午前8時45分から午後5時30分まで。）
ただし、土曜日及び日曜日、祝日は除く。
- （2）共同企業体又は協業組合に係わる申請時期は前号によるほか、当該共同企業体が結成されたとき又は協業組合が設立されたときとする。
- （3）特に町長が必要と認めた者に係わる申請時期は、町長の指定する日とする。